

## 契約解除等（クーリングオフ）について

お客さまとの電気需給契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約の申込の撤回、または契約の解除（以下「クーリングオフ」）を行おうとする場合には、次のとおりとします。

1：お客さまは、当社所定の申込用紙を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面によりクーリングオフを行うことができます。

2：前項の記載に関わらず、お客さまが、当社（当社の代理事業者を含みます）がクーリングオフに関して不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリングオフを行わなかった場合には、お客さまは、当社が別途交付したクーリングオフ妨害解消のための書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面によりクーリングオフを行うことができます。

3：クーリングオフは、お客様がその書面を発した時（郵便消印日付等）に効力を生じます。

4：クーリングオフがあった場合においては、当社はこれに伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。

5：クーリングオフがあった場合には、既に契約に基づき電気が提供されたときにおいても、当社は、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

6：クーリングオフがあった場合において、当社が契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかにその全額を返還いたします。

7：クーリングオフがあった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客さま等（同法第9条第1項または第24条第1項の申込者等をいいます）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

名 称：株式会社池見石油店

住 所：041-0824 北海道函館市西桔梗町5 1 1 番地

電 話：0138-49-2100

受付時間：年末年始・土日祝日を除く 9:00～17:00